

厚生労働大臣が定める揭示事項

● 当院は保険医療機関の指定を受けています

● 入院基本料

当院は「急性期一般入院料 6」の届出を行っております。

(一般入院) 第 2117 号 算定開始 平成 22 年 9 月 1 日

当病棟では 1 日 10 人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しています。

- ・ 8:30 ～ 16:30 までの看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 6 人以内です。
- ・ 16:30 ～ 8:30 までの看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 10 人以内です。

● 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策体制及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し 7 日以内に文書によりお渡ししています。

また厚生労働大臣が定める院内感染対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

● 当院では東海北陸厚生局に下記の届出を行っております

1. 基本診療科の施設基準等

- ・ 急性期一般入院料 6
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ データ提出加算 1・3
- ・ 入退院支援加算 2
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 医療DX推進体制整備加算

2. 特掲診療科の施設基準等

- ・ 二次性骨折予防継続管理料 1
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理加算
- ・ CT 撮影、MRI 撮影
- ・ 運動器リハビリテーション料 (I)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅲ)
- ・ 麻酔管理料 (I)
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- ・ 入院ベースアップ評価料

3. その他

- ・ 入院時食事療養 (I)
- ・ 酸素購入単価

4. 入院時食事療養費について

当院は入院時食事療養 (I) を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

- ・ 入院時食事療養 (I) (食) 第 310 号 算定開始日 昭和 56 年 7 月 1 日

当院における療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時（夕食は6時以降）適温にて提供しております。

● 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご希望をお申し出ください。

● 医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- 初 診 1 点
- 再 診 （3 か月に1 回） 1 点
- ※ マイナ保険証の利用の有無にかかわらず算定

● 医療DX推進体制整備加算について

当院では、医療DX推進体制整備について以下のように対応します。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋の発行体制および電子カルテ情報共有サービスの活用について検討中です。

● 後発品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担分と合わせてお支払いいただきます。
- ・先発医薬品を処方する・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。

● 厚生労働大臣の定める施設基準の届出に係る手術の実施件数

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術（令和6年1月1日～12月31日の実施件数）

1. 区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出手術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

2. 区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靱帯断裂形成手術等	52
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0

3. 区分3に分類される手術	手術の件数	
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術 手術の件数 0

5. その他の区分に分類される手術	手術の件数	
ア	人工関節置換術	16
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈、バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	0
カ	経皮的冠動脈粥種切除術	0
キ	経皮的冠動脈ステント留置術	0

● 保険外負担に関する事項

1. 保険外併用療養費

① 特別の療養環境の提供

入院に当たり、特別室の利用を希望される場合には、別途室料が必要となります。

個室A	501、502 号室	1 日 10,000 円
個室B	503、504、505、506 号室	1 日 8,000 円
2 人室	302、304、305、307、308、402、404、406 号室	1 日 3,000 円

※ テレビ使用料を含みます

② 180 日超入院患者の場合（厚生大臣が定める状態にある患者を除く）

入院患者さんが 180 日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者さんを除いて、別途料金が必要となります。

1 日につき 2,100 円（通算対象入院料の基本点数の 15% 相当）

詳細につきましては、受付までお問い合わせください。

2. その他保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

料金はすべて税込みです。

① 文書料

当院書式診断書	1 通につき	¥2,200
医療補助金請求書	1 通につき	¥1,100
治療費証明書	1 通につき	¥1,100
入院証明書	1 通につき	¥3,300
通院証明書	1 通につき	¥2,200
保険会社診断書（入院・手術・退院）	1 通につき	¥3,300
公務災害 診断通知書	1 通につき	¥3,000
身体障害者診断書	1 通につき	¥5,500
後遺症診断書（それに準ずる書式のもの）	1 通につき	¥5,500
特定疾患診断書	1 通につき	¥5,500
飛行機用英字診断書	1 通につき	¥3,300

② 交通事故に関するもの

警察診断書	1 通につき	¥2,200
自賠責保険診断書	1 通につき	¥4,400
自賠責保険明細書	1 通につき	¥3,300
自賠責保険後遺障害診断書	1 通につき	¥5,500

③ 診療情報開示関係

診療録等の開示（複写）	1 枚につき	¥11
画像 CD	1 枚につき	¥550

④ 予防接種

肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス）	1 回につき	¥8,480
肺炎球菌ワクチン（プレベナー）	1 回につき	¥11,000
麻しん	1 回につき	¥4,400
風しんワクチン	1 回につき	¥4,400
麻しん・風しん（MR）ワクチン	1 回につき	¥8,800
带状疱疹ワクチン（シングリックス）	1 回につき	¥10,800
带状疱疹ワクチン（ビケン）	1 回につき	¥4,200
インフルエンザ	1 回につき	¥3,300
新型コロナワクチン	1 回につき	¥16,000
おたふく（ムンプス）	1 回につき	¥4,400
水痘	1 回につき	¥6,600
B 型肝炎	1 回につき	¥4,400

⑤ その他

テレビ・冷蔵庫セット使用料（一般室のみ）	1 日につき	¥300
イヤホン	1 個につき	¥250
食事用エプロン	1 枚につき	¥1,000
すべりにくい杖	1 本につき	¥4,000
スリム伸縮杖	1 本につき	¥2,500
杖転倒防止マグネット（転ばぬ先の杖）	1 個につき	¥800
T 字帯	1 枚につき	¥240
軟膏容器代（小）	1 個につき	¥30
軟膏容器代（大）	1 個につき	¥50
水薬容器代	1 個につき	¥40